

八戸市生活困窮者就労訓練事業認定事務処理要領

1 目的

この要領は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）及び生活困窮者自立支援法施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 16 号。以下「規則」という。）に基づき、八戸市長（以下「市長」という。）が行う法 16 条第 1 項に規定する事業（以下「就労訓練事業」という。）の認定に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 認定制度

(1) 認定制度の趣旨

この認定制度は、就労訓練事業に関して、支援に必要な体制が整備されていること等を確認するものであり、関係法令の遵守とあいまって、労働力の搾取（いわゆる「貧困ビジネス」）が生じることなく、認定に係る就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）が適切に実施されることを確保するために設けられたものである。

(2) 認定を行う主体

就労訓練事業を行う者の申請に基づき、市長が行う（法第 16 条第 1 項及び第 25 条）。

(3) 認定の対象

八戸市に所在する事業所に係る申請について認定を行う。

認定は事業所ごとに行う必要があり、同一法人が複数の事業所において異なる就労訓練事業を実施する場合は、当該事業所ごとに認定を行う。

なお、「事業」とは、一般的に、同種の行為の反復継続的な遂行を意味するが、例えば、農産物の生産・加工・販売が一体的に実施されているなど、認定制度の趣旨に鑑み別々に認定を行う必要性が乏しいと判断される場合は一括して認定を行って差し支えないものとする。

3 認定の申請及び受理

(1) 申請

就労訓練事業の認定を受けようとする者は、「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」（規則様式第 2 号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる種類を添えて、市長に提出しなければならない（規則第 20 条）。

- ① 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- ② 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類
- ③ 事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類
- ④ 貸借対照表や収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類
- ⑤ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開のための措置に係る書類
- ⑥ 就労訓練事業を行う者の役員名簿（生年月日も付記のこと）
- ⑦ 誓約書（様式 1）
- ⑧ 就労形態が雇用契約を締結せずに訓練として就労を体験する段階（非雇用型）の利用者が被った災害について加入する保険商品に関する資料

- ⑨ その他市長が必要と認める書類

(2) 受理

市長は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を行わせた上で、受理する。

4 認定基準及び審査方法

市長は、規則第 21 条に基づき、次の各号に掲げる認定基準の項目ごとに、それぞれ以下のとおり審査を行う。

(1) 就労訓練事業者に関する要件

- ① 法人格を有すること（規則第 21 条第 1 号イ関係）
 - ・ 登記事項証明書を確認し、申請書の記載内容と齟齬がないことを確認すること。
- ② 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基盤を有すること（規則第 21 条第 1 号ロ関係）
 - ・ 提出された書類や申請者の説明の内容をもとに、申請に係る事業の実態を具体的に把握した上で、当該事業が健全に遂行されるだけの施設、人員及び財政的基盤を有するかどうかを総合的に判断すること。なお、社会福祉法人、消費生活協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、特段の事情がない限りにおいて、必要な財政的基盤を有すると判断して差し支えない。
 - ・ 利用者の定員に対して事業所の従業員の数が著しく少ない、事業所に十分な広さがない、財政状況が芳しくないなど、事業の適切な運営に関して疑義が生じる場合は、申請者に対して十分な説明を求めた上で、当該事業が健全に遂行される見込みがないと判断されるときは認定を行わないこと。その際、従業員の数が少なくてもボランティアの協力が得られる場合や事業所に十分なスペースがなくても地域の協力事業所を活用できる場合などは、事業を健全に遂行できる可能性があることに留意すること。
- ③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること（規則第 21 条第 1 号ハ関係）
 - ・ 誓約書により確認すること。
- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること（規則第 21 条第 1 号ニ関係）
 - ・ 事業の透明性を確保する観点から、支援体制や事業における作業の内容、実際の利用状況等に関する情報について公開することを誓約書により確認するとともに、その具体的な方法（ホームページ、広報誌等）を把握すること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者であること（規則第 21 条第 1 号ホ関係）
 - ア 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者
 - イ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下、

- この号において「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配する者又は暴力団員等とその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- エ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- キ 破産者で復権を得ない者
- ク 役員のうちアからキまでのいずれかに該当する者がある者
- ケ アからクまでに掲げる者のほか、その行った就労訓練事業（過去 5 年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者
- ・ 誓約書、役員名簿により確認すること。

(2) 就労等の支援に関する要件

就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

- ① ②に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること（規則第 21 条第 2 号関係）
 - ・ 申請書により責任者の氏名を把握しその配置を確認すること。
- ② 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
 - ア 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
 - イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
 - ウ 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について必要な措置を講じること。
 - ・ 申請書、誓約書により、利用者に対する適切な支援の実施について確認すること。

(3) 安全衛生に関する要件

就労訓練事業を利用する生活困窮者（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者を除く。）の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）の規定に準ずる取扱いをすること（規則第 21 条第 3 号関係）

- ・ 誓約書により確認すること。

(4) 災害補償に関する要件

就労訓練事業の利用に係る災害（労働基準法第9条に規定する労働者に係るものを除く。）が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること（規則第21条第4号関係）

- ・ 誓約書、加入する保険商品に関する資料（保険証書の写し、パンフレット等）等により確認すること。

5 認定

(1) 認定等の通知

市長は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定を行う（法第16条第2項）。この場合、(2)により認定番号を付番するとともに、申請者に対して、「生活困窮者就労訓練事業認定通知書」（様式2）を送付することにより、認定を行った旨を通知する。

一方、認定を行わない場合は、申請者に対して、「生活困窮者就労訓練事業不認定通知書」（様式3）を送付することにより、その旨を通知する。

(2) 認定番号の付番

全国共通の付番ルールにより、認定番号は10桁のコードとする。

- ・ 1～2桁目 都道府県コード（全国地方公共団体コードの1～2桁を利用）
- ・ 3～5桁目 実施主体コード（全国地方公共団体コードの3～5桁を利用）
- ・ 6～9桁目 事業所番号（実施主体が付番）
- ・ 10桁目 チェックデジット（モジュラス10ウェイト3方式）

(例)

| | | | | | | | | | |
|-----|---|-----|---|---|-------|---|---|---|-----|
| 0 | 2 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 青森県 | | 八戸市 | | | 事業所番号 | | | | C/D |

(3) 認定情報の登録等

① 認定情報の登録

市長は、認定就労訓練事業台帳を備え、認定を行った事業に関する情報を記載し（以下「登録」という。）、これを適切に管理する。また、6の(2)又は(3)により、認定就労訓練事業者から事業変更や事業廃止の届出があった場合は、適切に認定就労訓練事業台帳を更新する。

② 登録情報の提供

市長は、自立相談支援機関があっせんを行うことができるよう、認定就労訓練事業台帳に登録した情報を提供する。

6 事業開始後の手続

(1) 事業の開始

認定就労訓練事業者は、自立相談支援機関のあっせんを受け、生活困窮者や生活保護受給者を受け入れることができる。なお、生活困窮者、生活保護受給者を含め10名以上の定員を設

け、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合（以下単に「第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合」という。）は、事業者は、当該事業の開始の日から1月以内に、「第2種社会福祉事業開始届（認定生活困窮者就労訓練事業）」（様式4）を市長に提出しなければならない（社会福祉法第69条第1項）。なお、この際、事業者は生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写しを添付することとする。

(2) 事業の変更

① 事業変更の届出

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業に関し、次のア又はウからオまでに掲げる事項について変更があった場合には速やかに変更のあった事項及び年月日を、イに掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめその旨を、「認定生活困窮者就労訓練事業変更届」（事後届出事項については様式5、事前届出事項については様式6）により、市長に届け出なければならない（規則第22条）。

ア 認定就労訓練事業を行う者の名称、主たる事務所の所在地、連絡先及び代表者の氏名

イ 認定就労訓練事業が行われる事業所の名称、所在地、連絡先及び責任者の氏名

ウ 認定就労訓練事業の利用定員の数

エ 認定就労訓練事業の内容

オ 認定就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名

また、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別途、変更の日から1月以内に、「第2種社会福祉事業変更（廃止）届（認定生活困窮者就労訓練事業）」（様式7）を市長に提出しなければならない（社会福祉法第69条第2項）。

② 認定情報の変更登録等

ア 認定情報の変更登録

市長は、認定生活困窮者就労訓練事業変更届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新（以下「変更登録」という）を行う。

イ 変更登録に係る情報の提供

市長は、当該変更登録に係る情報を自立相談支援機関に提供する。

(3) 事業の廃止

① 事業廃止の届出

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、「認定生活困窮者就労訓練事業廃止届」（様式8）により、その旨を市長に届け出なければならない（規則第23条）。

また、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別途、廃止の日から1月以内に、「第2種社会福祉事業変更（廃止）届（認定生活困窮者就労訓練事業）」（様式7）を市長に提出しなければならない（社会福祉法第69条第2項）。

② 認定情報の廃止登録等

ア 認定情報の廃止登録

市長は、認定就労訓練事業廃止届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の

更新（以下「廃止登録」という。）を行う。

イ 廃止登録に係る情報の提供

市長は、当該廃止登録に係る情報を自立相談支援機関に提供する。

7 報告徴収

(1) 報告徴収の方法等

市長は、法の施行に必要な限度において、認定就労訓練事業を行う者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる（法第 21 条第 2 項）。

報告徴収は、「報告徴収書」（様式 9）により行うこととし、認定就労訓練事業者に対しても文書により報告を求めることとする。

なお、これによりがたい場合は、口頭による陳述の方法をとることも可能であり、その場合は、聴取後速やかに、陳述書を作成し、その内容について陳述者に確認させた上、その署名を求めるものとする。

(2) 報告徴収の留意事項

認定就労訓練事業者の運営に関して疑義が生じた場合には、まずは任意の聞き取りを行うなど、可能な限り、簡素な方法で迅速に問題の解決を図ることを要するが、認定就労訓練事業者が正当な理由もなくこれに応じない場合などに、市長は(1)により報告を求めることができる。

なお、当該報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30 万円以下の罰金に処するとされ（法第 29 条第 2 号）、法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人に関して当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても罰金刑が科せられる（法第 30 条）。

8 認定取消

(1) 認定取消の方法等

市長は、認定に係る就労訓練事業が、認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる（法第 16 条第 3 項）。

認定の取消を行った場合は、「生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書」（様式 10）により、その旨を事業者に通知するとともに、認定就労訓練事業台帳の更新、自立相談支援機関への情報提供を行う。

(2) 認定取消の留意事項

就労訓練事業の認定は、就労訓練事業が一定の基準を該当する旨を確認する行為に過ぎず、許可のように当該者の権利利益を変動させるものではないことから、就労訓練事業の認定は行政不服審査法上の処分には該当せず、その取消等について不服申立はできないものと解されるが、認定取消の判断に当たっては、事業者や利用者、自立相談支援機関に説明を求め、事実確認を適切に行い、その上で認定の取消を行う場合は、事業者に対して、その理由を丁寧に説明することが必要である。

9 その他

就労訓練事業の認定を受けようとする者及び認定就労訓練事業者は、本要領のほか、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（平成 27 年 3 月 25 日 社援発 0325 第 20 号厚生労働省社会・援護局長通知）を参照すること。

附 則

この要領は、平成 29 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 30 年 10 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 1 日から実施する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 この要領の実施の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

八戸市生活困窮者就労訓練事業認定関係様式一覧

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 規則様式第2号 | 「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」 |
| 様式1 | 「誓約書」 |
| 様式2 | 「生活困窮者就労訓練事業認定通知書」 |
| 様式3 | 「生活困窮者就労訓練事業不認定通知書」 |
| 様式4 | 「第2種社会福祉事業開始届（認定生活困窮者就労訓練事業）」 |
| 様式5 | 「認定生活困窮者就労訓練事業変更届」（事後届出） |
| 様式6 | 「認定生活困窮者就労訓練事業変更届」（事前届出） |
| 様式7 | 「第2種社会福祉事業変更（廃止）届（認定生活困窮者就労訓練事業）」 |
| 様式8 | 「認定生活困窮者就労訓練事業廃止届」 |
| 様式9 | 「報告徴収書」 |
| 様式10 | 「生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書」 |